

生態環境部

国家発展改革委員会

工業・情報化部

文書

財政部

交通運輸部

環大気【2019】35号

## 鉄鋼産業における超低濃度排出の実施推進に関する意見

各省、自治区、直轄市生態環境庁（局）、発展改革委員会、工業・情報化主管部局、財政庁（局）、交通運輸庁（委、局）および新疆生産建設兵団の生態環境局、発展改革委員会、工業・情報化局、財政局、交通運輸局宛

鉄鋼産業の超低濃度排出実施推進は業界の質の高い発展を推進し、産業の転換・高度化を促進し、青空保護戦の勝利に役立つ重要な取り組みである。「政府活動報告」「生態環境保護を全面的に強化し汚染防止攻略戦に断固勝利することに関する中共中央・国務院の意見」「青空保護戦に勝利するための三年行動計画配布に関する国務院通知」などの要求を貫徹し、各地方に対する指導を強化し、企業改造任務を明確化するために、以下の意見を提起する。

### 一、总体要求

（一）指導思想。習近平の新時代中国の特色ある社会主義思想を導きとし、共産党第19回大会と第19期第2回、第3回中央委員会全体会議の精神を徹底貫徹し、習近平の生態文明思想と全国生態環境保護大会の要求を完全に実行し、着実な前進という事業の基調を堅持し、新発展理念を堅持し、質の高い発展推進を堅持し、サプライサイド構造改革を本線とすることを堅持し、市場的手法・法的手法をより多く使用し、政府の役割をより良く発揮し、鉄鋼産業の超低濃度排出実施を推進し、全フロー、全プロセスの環境管理を実現し、鉄鋼産業の発展の質と収益を高め、主要大気汚染物質排出量を大幅に削減し、環境大気質の持続的改善を促進し、青空保護戦に強力なサポートを提供する。

## (二) 基本原則。

総合計画調整、体系的高度化を堅持する。業界のグリーン発展の新たなスケールを樹立し、総合的措置を講じ、「一部は超低濃度排出実施、一部は基準達成処理実施、一部の老朽設備は廃棄」することを通じて、業界全体の転換・高度化を推進する。差別化環境保護政策を実施し、公平競争・健全整然の発展環境を醸成し、業界の高品質発展を促すのに適した条件を創造する。

重点の明確化、段階的推進を堅持する。環境大気質改善を中核とし、青空保護戦勝利目標任務を軸に、北京・天津・河北および周辺地域、長江デルタ地域、汾渭平原などの大気汚染防止重点区域（以下重点区域と略称、範囲は付表1を参照）において先行して推進し、着実な前進という事業の基調に従い、技術・経済・市場などの条件を総合的に考慮し、改造任務の区域分け・段階分けを決定する。

分類管理、総合施策を堅持する。業界の排出特徴に基づき、組織的排出、逸散排出および大量資材製品輸送について種類ごとに規制値と規制措置を提示する。税制・財政・価格・金融・環境保護などの政策を総合的に採用し、多様な手段を用いて実施を推進する。

企業主体、政府誘導を堅持する。企業の主体责任を強化し、資金投入を拡大する。施工品質を厳しく管理し、運転管理を強化し、多部局合同取締を強化する。政府の役割発揮を改善し、効果的な奨励と抑制を行い、サービス意識を高め、企業の総合処理計画策定を支援する。

(三) 主な目標。全国の新設（移転を含む）鉄鋼プロジェクトは原則として超低濃度排出水準を達成させる。既存鉄鋼企業の超低濃度排出改造を推進し、2020年末までに、重点区域の鉄鋼企業の超低濃度排出改造を顕著に進展させ、60%前後の生産設備の改造を完了するよう努力し、その他の区域では鉄鋼企業の超低濃度排出改造事業を整然と推進する。2025年末までに重点区域の鉄鋼企業の超低濃度排出改造をほぼ完了し、全国では80%以上の生産設備の改造を完了する。

## 二、鉄鋼企業の超低濃度排出指標要求

鉄鋼企業の超低濃度排出とは生産の全工程（原料ヤード、焼結、ペレット、コークス化、製鉄、製鋼、圧延、自社用発電所など、および大量資材製品輸送を含む）で高度化改造を実施し、大気汚染物質の組織的排出、逸散排出および輸送過程において以下の要求を満たすことをいう。

(一) 組織的排出規制指標。焼結機の前部、ペレット焙焼の排煙粒子、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度時間平均値はそれぞれ 10、35、50 mg/m<sup>3</sup>以下とする。その他の主要汚染源の微粒子、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度時間平均値は原則としてそれぞれ 10、50、200 mg/m<sup>3</sup>以下とする。規制値の詳細は付表 2 を参照されたい。鉄鋼企業が超低濃度排出を達成するには毎月少なくとも 95% の時間の排出濃度時間平均値が上述の要求を満たさなければならない。

(二) 逸散排出規制措置。資材貯蔵、輸送および生産工程における逸散排出規制を全面的に強化し、労働安全の確保を前提に、密閉・閉鎖などの効果的措置を採り（付表 3 参照）、廃ガス収集率を高め、粉じん発生ポイントと作業場から目に見えるばいじん・粉じんを外部へ逸散させてはならない。

1. 資材貯蔵。石灰、集じん灰、脱硫灰、石炭灰などの粉状資材は、サイロ、貯蔵タンクなどを使って密閉貯蔵しなければならない。粉鉱石、石炭、コークス、焼結鉱、ペレット、石灰石、ドロマイト、合金鉄、鋼滓、脱硫石膏などの塊状または粘性含水資材は、密閉サイロまたは閉鎖倉庫などに貯蔵しなければならない。その他の乾燥スラグの貯蔵にはスプリンクラーなどの防じん措置を採らなければならない。

2. 資材輸送。石灰、集じん灰、脱硫灰、石炭灰などの粉状資材は、管状ベルトコンベア、気送設備、粉粒体運搬車などの密閉輸送方式を採用しなければならない。粉鉱石、石炭、コークス、焼結鉱、ペレット、石灰石、ドロマイト、合金鉄、高炉スラグ、鋼滓、脱硫石膏などの塊状または粘性含水資材は、管状ベルトコンベアなどの密閉輸送方式、もしくはベルトコリドーなどの閉鎖輸送方式を採用しなければならない。やむを得ず自動車輸送する場合は、箱型荷台を使用するか嚴重にシート掛けし、積卸の際には加湿などの防じん措置を実施しなければならない。輸送資材の落ち口などには集気フードと集じん設備を配備するか、噴霧などの防じん措置を採らなければならない。原料ヤード出口にはタイヤと車体の洗浄設備を設置しなければならない。敷地内道路は舗装し、清掃・散水を行い、清潔に保たなければならない。

3. 生産工程。焼結、ペレット、製鉄、コークス化などの工程の原料破碎、分級、混合などの設備には密閉カバーを設置し、併せて集じん設備を配備しなければならない。焼結機、焼結鉱循環冷却装置、ペレット焙焼設備、高炉炉頂原料装入、貯鉱槽、高炉出銑口、混銑炉、製鋼用銑前処理、転炉、電炉、精錬炉、石灰窯、ドロマイト窯などの粉じん発生ポイントは全面的にガス捕集能力を強化し、目に見えるばいじん・粉じんの外部への逸散が無いようにしなければならない。高

炉出銑口のプラットフォームは閉鎖または半閉鎖でなければならない。出銑樋とスラグ樋は蓋で閉鎖しなければならない。製鋼作業場は閉鎖し、屋根カバーを設置して集じん設備を配備しなければならない。コークス炉の装炭口には集気フードを設置し、廃ガスを収集処理しなければならない。高炉の炉頂装入装置の均圧室排ガスは回収浄化処理しなければならない。鋼スクラップの切断は閉鎖空間で行い、集気フードを設置し、併せて集じん設備を配備しなければならない。圧延鋼材塗装装置は閉鎖し、併せて廃ガス収集処理設備を設置しなければならない。

コークス炉は乾式消火技術を採用しなければならない。コークス炉ガス浄化システムの各種貯槽（タンク）およびその他のエリアのタール、ベンゼンなどの貯槽（タンク）の有機廃ガスは圧力平衡システムに送るかまたは収集浄化処理をしなければならない。フェノールおよびシアン含有廃水の前処理施設（調整槽、加圧浮上槽、油水分離槽）は蓋をして廃ガス収集処理設備を配備し、設備とパイプの漏洩検知と修理（LDAR）を行わなければならない。

（三）大量資材製品クリーン輸送要求。鉄鋼企業を出入りする粉鉱石、石炭、コークスなどの大量の資材と製品は鉄道、水路、パイプラインまたは管状ベルトコンベアなどのクリーンな方法を使う輸送の比率が80%以上でなければならない。それに達しなかった場合、自動車輸送部分は全て新エネルギー自動車または国VI排出基準に適合した自動車を使用しなければならない（2021年末までは国V排出基準の自動車を使うことができる）。

### 三、重点任务

（一）新設・改修・拡張プロジェクトの環境参入条件を厳格化する。鉄鋼製錬能力の増強を厳禁し、新設・改修・拡張（移転を含む）鉄鋼プロジェクトは生産能力置換実施方法を厳格に執行し、鉄鋼企業超低濃度排出目標に従って、高効率脱硫、脱硝、集じん設備を同時に建設し、資材貯蔵、輸送および生産工程における逸散排出規制措置を実行し、大量の資材と製品にクリーンな輸送方法を採用しなければならない。環境収容力が大きく、資源条件の良好な地区への鉄鋼製錬設備の移転を支援奨励する。重点区域の高炉・転炉長工程企業が電炉短工程企業に転換し、技術改造を通じて汚染物質排出を減らし、超低濃度排出要求を達成することを奨励する。

（二）既存の鉄鋼企業の超低濃度排出改造を積極的かつ整然と推進する。各地方は環境大気質改善ニーズを中心に据えて、鉄鋼産業の超低濃度排出実施推進

の全体要求に従い、テンポと強度をうまく把握し、整然と鉄鋼企業の超低濃度排出改造を推進しなければならない。企業に対するサービスと指導を強化し、企業が技術改造路線を合理的に選択するようサポートし、クリーン輸送などの重大事項が解決するよう調整しなければならない。

各工場の状況に合わせて成熟した適正な環境保護改造技術を選択する。集じん設備は湿式電気集じん機、コートフィルターろ過式集じん機、カートリッジフィルター集じん機などの先進技術を採用することを奨励し、ポリテトラフルオロエチレン微孔コートフィルター、極細繊維多層フィルター、金属間化合物多孔（膜）材料などの実用化を推進する。排煙脱硫は能力増強・効率向上改造などを実施し、運転安定性を高め、排煙バイパスを撤去し、浄化処理後の排煙を元の煙突から排出することを奨励しなければならない。排煙脱硝は活性炭（コークス）、選択接触還元法（SCR）などの高効率脱硝技術を採用しなければならない。発生源管理を強化し、高炉ガス、コークス炉ガスには精密脱硫を実施し、高炉熱風炉、圧延鋼材熱処理炉には低 NO<sub>x</sub> 燃焼技術を採用しなければならない。焼結機前部排煙の循環の実施を奨励する。

企業は逸散排出管理に密閉、閉鎖などの効果的な規制措置を採用しなければならない。完全閉鎖式の機械化原料ヤード、サイロなどの資材貯蔵方式を採用することを奨励する。粉じん発生ポイントには「回収すべきものはできるだけ回収する」原則に従い、原則として廃ガス収集設備を配置し、運転管理を強化して収集処理設備と生産工程設備の同時運転を確保する。コークス炉炉体にカバーをかけて閉鎖し、廃ガスの収集処理を行うことを奨励する。

企業は新設もしくは既存鉄道の専用線利用、幹線との接続などの方法を通じて、鉄道輸送能力を増強しなければならない。短距離輸送する大量資材はパイプラインまたは管状ベルトコンベアなどの密閉輸送方式を採用することを奨励する。

（三）法と規則に基づいて鉄鋼企業の全面的基準達成排出を推進する。超低濃度排出改造を未実施の鉄鋼企業は、汚染処理設備のアップグレード、逸散排出管理の強化などを実施し、国家または地方大気汚染物質排出基準の安定的達成を確保しなければならない。重点区域は関連規定に従って大気汚染物質特別排出規制値を執行しなければならない。鉄鋼企業汚染排出許可管理を厳格化し、許可証に基づく監督法執行と処罰を強化し、汚染排出事業者の許可証に基づく汚染排出、許可証に従った汚染排出の環境管理主体责任を確保しなければならない。許可証に従った汚染排出ができない企業には、期限を定めた汚染対策を実施し、

「一工場一方策」の原則に従い、スケジュールとロードマップを逐一明確化し、期限を過ぎても要求を達成できない場合は、法と規則に基づいて厳しく処罰する。汚染排出許可証を取得していない企業は、法と規則に基づいて生産を中止しての是正または操業停止を命ずる。

(四) 法と規則に基づいて老朽生産設備と強制基準に適合しない生産設備を廃棄する。「産業構造調整指導目録」を改訂し、重点区域鉄鋼産業老朽生産設備廃棄基準を引き上げ、条件のある地区ではより高い基準の老朽生産設備廃棄政策を実行することを可能とする。品質、環境、エネルギー消費、安全などに関する法規命令と基準を厳格に執行し、改善しても要求に達しない生産設備は法と規則に基づいて操業を停止させる。廃棄計画に盛り込まれた企業や施設に対しては超低濃度排出改造の実施を要求しない。規格外鋼材の再流行を厳しく防止する。重点区域の鉄鋼生産能力削減を強化し、河北省の2020年鉄鋼生産能力を2億トン以内に抑える。生産能力削減計画に盛り込まれた鉄鋼企業は、併せて関連の焼結、コークス炉、高炉などの設備も削減しなければならない。重点区域都市の鉄鋼企業は完全操業停止、転換発展、現地改造、域外移転などの方法を採用し、転換・高度化を推進しなければならない。

(五) 企業の汚染排出監視監督を強化する。鉄鋼企業は法に従い汚染排出自動監視制御設備などの建設を全面的に強化し、併せて生態環境と関係部局をネットワーク接続し、鉄鋼業とコークス化学工業の自主モニタリング技術ガイドラインの要求に従い、自主モニタリング計画を作成し、自主モニタリングを実施し、社会に向けてモニタリング情報をありのままに公開しなければならない。

超低濃度排出改造を実施する鉄鋼企業は、全面的に自動監視制御、プロセス監視制御とビデオ監視設備の設置を強化しなければならない。焼結機の前部・後部、ペレット焙焼、コークス炉煙突、石炭投入地上局、コークス押出地上局、乾式コークス消火地上局、高炉貯鉄槽、高炉出鉄口、溶鉄前処理、転炉二次排煙、電炉排煙、石灰窯、ドロマイト窯、発生炉ガスを燃料に使う圧延鋼材熱処理炉、自社用発電所の排気筒には全て自動監視制御設備を設置しなければならない。上述の汚染源の汚染処理施設には分散制御システム(DCS)を設置し、企業の環境保護施設の運転と関連生産過程の主要パラメータを記録しなければならない。原料ヤード出入口、コークス炉炉体、焼結循環冷却区域、高炉貯鉄槽と炉頂区域、製鋼作業場最上部など粉じんの発生しやすい箇所には、高解像度ビデオ監視設備を設置しなければならない。工場敷地内の主な粉じん発生ポイント周辺、輸送用道路の両側に大気質モニタリングポイントを設置し、微粒子などの管理状況を監視しなければならない。入退場管理システムとビデオ監視システムを設置

し、輸送車両の工場出入状況を監視する。自動監視制御、DCS 監視制御などのデータは少なくとも 1 年以上保存しなければならない、ビデオ監視データは少なくとも 3 か月以上保存しなければならない。

#### 四、政策措置

鉄鋼企業の基準達成排出は法定責任であり、超低濃度排出は推奨である。超低濃度排出改造を完了した鉄鋼企業に対しては政策支援を強化しなければならない。

(一) 環境保護関連税法を厳格に執行する。環境保護税法関係条項の規定に従い、超低濃度排出条件に適合する鉄鋼企業には税制上の優遇を提供する。課税対象大気汚染物質排出濃度が汚染物質排出基準の百分の三十より低い場合は、百分の七十五に減額した環境保護税を徴収する。百分の五十より低い場合は、百分の五十に減額した環境保護税を徴収する。環境保護専用設備購入企業の所得税減免優遇政策を実行する。

(二) 報奨と信用融資支援を提供する。地方は実情に応じて超低濃度排出改造を完了した鉄鋼企業に対して報奨を提供することができる。企業は超低濃度排出改造で生じた余剰排出権を市場で取引することができる。条件に適合する鉄鋼企業が企業債権を発行して直接融資を行い、募集した資金を超低濃度排出改造などの分野に使用することを支援する。

(三) 差別化電気料金政策を実施する。鉄鋼産業差別化電気料金政策を厳格に実行する。期限を過ぎても超低濃度排出改造が完了しない鉄鋼企業に対して、省級政府は現行目録の売電料金または取引電気料金に価格を上乗せする政策を実行することができる。条件のある地区では鉄鋼企業汚染物質排出実績に基づく差別化電気料金政策を実施し、鉄鋼企業の超低濃度排出改造を促進することを検討しなければならない。

(四) 差別化環境保護管理政策を実行する。重汚染天気警報期間中、鉄鋼企業に対して差別化緊急排出削減措置を実施する。オレンジ以上の警報期間中、超低濃度排出改造未完了企業は焼結、ペレット、コークス製造、石灰窯などの高排出工程の操業停止・操業制限措置を採らなければならない。重点区域内ではさらに差別化管理を強化して、超低濃度排出改造未完了企業は黄色警報期間中は、焼結、ペレット、石灰窯などの高排出工程の操業を半分に制限する。オレンジ以上の警

報期間中は例外なく、焼結、ペレット、石灰窯などの高排出工程の全ての操業を停止し、コークス製造工程はコークス取出時間を延長する。月間 3 回以上のオレンジまたは赤色重汚染天気過程があると予測されるときは、超低濃度排出改造未完了企業はその月の操業を停止する。

クリーン輸送を実現していない鉄鋼企業はピークシフト輸送計画を策定し、重汚染天気緊急対応計画に盛り込まなければならない。重点区域内の鉄鋼企業は、新エネルギー自動車または国VI排出基準達成車を採用する場合を除いて、オレンジ以上の警報期間中は原則として大型トラックでの輸送を停止する。

(五) 技術支援を強化する。生態環境部などは鉄鋼産業超低濃度排出改造関連の技術指導文書を作成し、適時に鉄鋼業大気汚染排出基準を改訂する。大気汚染の深刻な地区で鉄鋼業大気汚染物質超低濃度排出基準を制定することを奨励する。鉄鋼企業が大学、研究機関、環境保護エンジニアリング会社などと協力し、省エネ排出削減技術をイノベーションすることを支援する。業界団体などが鉄鋼企業超低濃度排出改造交流プラットフォームを建設し、成熟先進技術の普及応用を促進することを奨励する。

## 五、実施保障

(一) 組織指導を強化する。生態環境部、発展改革委員会、工業・情報化部、財政部、交通運輸部、鉄路総公司是協力して本意見を実施し、各部局は担当職務をつかさどり、職責を果たし、密接に協力して、合力を形成し、地方に対する業務指導を強化し、実施過程における困難と問題を速やかに調整解決する。生態環境部は関係部局と協力して鉄鋼産業超低濃度排出改造管理台帳を作成する。

各地方は組織指導を強化し、監督・管理・サービス業務をうまく行わなければならない。各省（自治区、直轄市）は現地の鉄鋼産業超低濃度排出改造計画を策定し、年間重点改造プロジェクトを決定し、2019年7月末までに生態環境部、工業・情報化部、発展改革委員会などに報告しなければならない。毎年1月と7月に、省級関係部局は現地の鉄鋼産業低排出改造の進捗状況と主な方法を生態環境部、工業・情報化部、発展改革委員会などに報告しなければならない。

(二) 企業の主体责任を強化する。鉄鋼企業は超低濃度排出改造実施の責任主体であり、国家と地方の関係要求に従って具体的な作業計画を策定し、企業のトップリーダーをチームリーダーとするプロジェクトチームを組織し、確実に期限内に改造任務を完了しなければならない。企業は資金投入を拡大し、工物品質

を厳格に管理し、人員の技術研修を強化し、内部環境保護考課管理メカニズムを整備し、確実に処理設備の長期連続安定運転を実施しなければならない。企業に自社用石油貯蔵庫がある場合は、確実に基準に適合した石油製品を供給しなければならない。国有大型鉄鋼企業集団は手本の役割を發揮し、速やかに改造目標任務を各企業に割り振り、事前に達成するよう努力しなければならない。

(三) 評価管理を厳格化する。生態環境部は関係部局と協力して、各省（自治区、直轄市）鉄鋼産業超低濃度排出改造計画に従って、毎年前年度の超低濃度排出改造達成状況を評価し、大気汚染防止事業考課評価体系に盛り込まなければならない。

企業は超低濃度排出改造完了後に連続安定運転を1か月続けた後で初めて、自社もしくは能力のある技術機関に委託して、指標要求、モニタリング技術規範などに厳格に従って、自主モニタリングを実施することができる。安定的に超低濃度排出を達成したときは、現地の生態環境、工業・情報化、発展改革などの部署に報告する。

出来高払いメカニズムを構築し、多様な手段を用いて低価格落札の混乱を防止する。連携懲戒を強化し、工品質の劣悪な環境保護会社と環境保護施設運営管理レベルが低く、不正行為のあった運営維持管理機関は信用失墜連携懲戒対象リスト（略称「ブラックリスト」）に掲載し、全国信用信息共有プラットフォームに掲載し、併せて「信用中国」などのウェブサイトを通じて定期的に社会に公表する。対象鉄鋼企業は重汚染天気警報期間中の操業停止・操業制限を拡大する。法と規則に基づいて信用失墜企業に対して行政許認可、資格認定、銀行貸付、公募増資、政府入札、栄典評価などの面で制限を加える。

(四) 監督法執行を強化する。各地方は日常監督と法執行検査を強化し、基準未達成企業、許可証に従った汚染排出をしていない企業を、法と規則に基づいて厳格に処罰しなければならない。虚偽報告、環境保護施設の無断停止など深刻な違法行為を厳しく取り締まり、法に従って捜査し、関係者の責任を追及する。超低濃度排出企業について、各省（自治区、直轄市）は管理台帳を作成し、動的管理を実施し、市級以上の生態環境部局は関係部局と共同で「ダブルランダム」検査を実施しなければならない。安定的に超低濃度排出指標を達成することのできない企業は状況により優遇政策を取り消し、併せて社会に通報する。

(五) 宣伝誘導を強化する。鉄鋼産業超低濃度排出改造に有利な世論を醸成し、企業が超低濃度排出改造を行う責任意識と名誉意識を高めなければならない。

各級関係部局は世論の動向を追跡し、速やかに社会の関心に応え、マスコミを使って確実に実施している地方と企業についての宣伝報道を強化しなければならない。各地方は超低濃度排出改造を完了した鉄鋼企業の名簿を社会に公開し、社会の監督を受けなければならない。

付表：1.重点区域の範囲

2.鉄鋼企業超低濃度排出規制値

3.逸散排出規制措置の線引き

生態環境部

国家発展改革委員会

工業・情報化部

財政部

交通運輸部

2019年4月22日

写送付先：中国鉄路総公司

生態環境部弁公庁が2019年4月28日に配布

付表 1.

## 重点区域の範囲

区域名	範囲
北京・天津・河北および周辺地域	北京市。天津市。河北省の石家荘、唐山、邯鄲、邢台、保定、滄州、廊坊、衡水の各市および雄安新区。山西省の太原、陽泉、長治、晋城の各市。山東省の済南、淄博、済寧、德州、聊城、濱州、荷澤の各市。河南省の鄭州、開封、安陽、鶴壁、新郷、焦作、濮陽の各市。（河北省定州、辛集、河南省済源の各市を含む）。
長江デルタ地域	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省
汾渭平原	山西省の晋中、運城、臨汾、呂梁の各市。河南省の洛陽、三門峽の各市。陝西省の西安、銅川、宝鷄、咸陽、渭南の各市および楊凌モデル区。（陝西省西咸新区、韓城市を含む）

付表 2.

## 鉄鋼企業超低濃度排出規制値

単位：mg/m<sup>3</sup>

生産工程	生産設備	基準酸素濃度 (%)	汚染物質項目		
			微粒子	二酸化硫黄	窒素酸化物
焼結 (ペレット)	焼結機の前部	16	10	35	50
	ペレット竪型炉				
	グレートキルン式炉	18	10	35	50
	帯状ペレット焙焼機				
	焼結機の後部	—	10	—	—
その他の生産設備					
コークス製造	コークス炉煙突	8	10	30	150
	石炭投入、コークス押出	—	10		—
	乾式コークス消火	—	10	50	—
製鉄	熱風炉	—	10	50	200
	高炉出銑口、高炉貯銑槽	—	10	—	—
製鋼	溶銑前処理、転炉（二次排煙）、電炉、石灰窯、ドロマイト窯	—	10	—	—
圧延	熱処理炉	8	10	50	200
自社用発電所	ガスボイラー	3	5	35	50
	石炭ボイラー	6	10	35	50
	ガスタービン発電設備	15	5	35	50
	石油ボイラー	3	10	35	50

注：表中に規定のない生産設備の汚染物質排出規制値は国家、地方排出基準またはその他の規定に従う。

付表 3.

逸散排出規制措置の線引き

番号	作業類型	措置の線引き	例示
1	密閉	資材が環境大気と接触せず、またはシール材やシール設備を使って環境大気から隔離された状態または作業方法。	—
2	密閉貯蔵	資材を環境大気から隔離された建築物（構造物）、施設、器具内に貯蔵する作業方法。	サイロ、貯蔵タンクなど
3	密閉輸送	資材輸送過程で環境大気から隔離された作業方法。	パイプライン、管状ベルトコンベア、気送設備、粉粒体運搬車など
4	閉鎖	完全な囲い込み構造で資材、作業場所などと周囲の空間を隔離した状態もしくは作業方法。付属のドア、窓、蓋、検査口などの設備は必要な時以外は閉じておく。	—
5	閉鎖貯蔵	資材を完全な壁（フェンス）と屋根のある構造の建物内に貯蔵する作業方法、建物のドアと窓は必要な時以外は閉じておく。	貯蔵庫、倉庫など
6	閉鎖輸送	完全な囲い込み構造内で行う資材の輸送作業。囲い込み構造のドア、窓、蓋、検査口などの付属設備は必要な時以外は閉じておく。	ベルトコリドー、箱型荷台など
7	閉鎖作業場	完全な壁（フェンス）および屋根のある構造の建物。建物内のドアと窓は必要な時以外は閉じておく。	—